

大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する
条例施行規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 外部からの攻撃等により個人情報を含んだ行政文書の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態になった場合だけでなく、行政文書を作るために取得し、又は取得しようとしている個人情報の漏えい等が発生した場合についても、本人に当該事態が生じたことを通知します。
- 2 関係法令の改正に伴い、規定の整備を行います。
- 3 この規程は、公布の日から施行します。